

## Q 家計に与える影響はありますか？

**A** 一部の人については影響があります。税率改正に伴う負担増加はないものの、課税所得200万円以下で普通徴収にて納付している人は、住民税が所得税よりも先に納付となるため、家計という面からは一時的に支出が増えることが予想されます。

### ○農業者・自営業者・年金収入の人

(例えば) 夫婦、子ども2人の4人世帯で、農業所得300万円(課税所得118万円)の場合

	平成19年		平成20年	
	住民税	所得税 (H19分確定申告)	住民税	所得税
税率改正後	住民税11.8万円 5.9万円増 5.9万円	所得税5.9万円 5.9万円減 5.9万円	住民税11.8万円 5.9万円増 5.9万円	所得税5.9万円 5.9万円減 5.9万円
家計に与える影響	5.9万円増	5.9万円減	5.9万円増	5.9万円減

課税所得200万円以下の人の場合は、平成19年度住民税について家計に与える影響という面では一時的に支出が増えることが予想されます。

### ○会社等で税金を天引きしている人

住民税と所得税を合わせて給与天引きしていますので、その割合が変わっても支出合計額としては特に変わりありません。

### 【住民税の課税所得200万円を超える人】

#### ○200万円～700万円以下

税率改正後も税率(住民税10%・所得税10%)に変わりがないため、ほぼ影響はありません。

#### ○700万円超～

住民税率が13%→10%に下がることで、一時的に支出が減ることがありますが、所得税率がその分上がりますので、負担合計額は同じになります。

## 農業者の皆さんへ「農業収支の記帳は大丈夫ですか？」

平成18年分の確定申告から農業所得申告がすべて収支計算になります。書き方や計算方法が分からない方、質問などがありましたらお気軽にお問い合わせください。

また、下記のとおり農業収支説明会および相談会も開催しますのでご利用ください。

農業収支説明会	農業収支に関する相談会
1回目：11月22日(水) 13:30～14:30 役場2階大会議室	【希望する人は事前に申込み(電話)ください】 日時：12月4日(月)～8日(金) 5日間
2回目：12月1日(金) 19:30～20:30 農トレ2階研修室	(午前の部) 9:00～11:00 (午後の部) 13:00～16:00 (夜間の部) 18:00～19:00
対象者：農業所得申告者(青色除く)	場所：役場税務課窓口
内容：初めての人や分からない点がある人を 中心に収支の基礎を説明します。	受付：役場税務課窓口
	内容：収支ノートや各伝票・領収書などを持参い ただき、収支内訳書を中心に説明します。

☎税務課町民税係【☎028(677)6034】

## 国から地方へ 平成19年から税源移譲によって

# あなたの住民税が変わります

第2回

### 前回のポイント

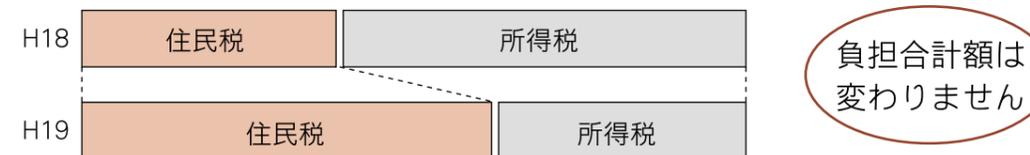
「地方でできることは地方に」という方針のもとに進められている三位一体改革。地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任で効率的に行えるよう国税から地方税へ、約3兆円の税源移譲をするための税率改正です。

### ○住民税(所得割)の税率が10%に統一されます。

課税所得	【H18まで】		【H19から】
	税率	税率	
～ 200万円以下	5%	一律10%	
200万円超 ～ 700万円以下	10%		
700万円超 ～	13%		

※課税所得とは、収入から所得控除、扶養控除や社会保険料控除など諸控除額を差し引いた税額計算をするための金額のことです。

### ○税率改正によって住民税が増える人であっても、その分所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。



※給与収入400万円の独身者の例

## Q 納め方に影響はありますか？

### A 納め方(普通徴収・特別徴収)に変更はありません。

普通徴収とは…主に、個人事業者(自営業・農業)、年金受給者などが対象となります。納入は年税額を年4回(6月・8月・10月・12月)に分割して納めます。

特別徴収とは…給与所得者が給与から天引きにて納入していただきます。納入は年税額をその年の6月から翌年5月までの12回に分割して納めていただきます。